

山口県労働セミナー(第4回)のご案内!

テーマ

法施行直前「経営者として知っておきたい、 同一労働同一賃金とその対応」

働き方関連法が成立し、同一労働同一賃金に関する改正法が、いよいよ2020年4月(中小企業は2021年4月)から適用となります。それにより、これまでの日本の賃金ルールや慣習には無い対応を迫られます。法改正に対応するにあたって何から手をつけてよいのか迷われることも多いと思います。

そこでまずは、同一労働同一賃金は、何を意味するのか?そして、自社の賃金ルールや評価制度をどう見直すべきなのか?などを判例等の事例を使いながら、自社での見直し、法対応のためのポイントを解説します。

人事における評価の方法や賃金制度を見直し、修正適用していくと企業規模の大小を問わず従業員からの不平、不満が最も出やすい事項です。そのような中で、自社対応の手掛かりとして頂ければ幸いです。

講師

社会保険労務士法人 下関労務管理事務所
所長 青木 学 氏



【講師のプロフィール】

資格 特定社会保険労務士、DCマイスター、健康経営アドバイザー等
現在、山口県社会保険労務士会 人事労務管理部会 部会長

- ◇大学卒業後、上場化学メーカーに就職、その後、事業家を目指しコンサル会社に転職し、中堅中小企業の【人事・労務】、【経営戦略】の指導を歴任。
- ◇地元へUターンし、社会保険労務士法人下関労務管理事務所に入所後、平成20年に【社会保険労務士】に登録、本年度より所長に就任。
- ◇地元企業の『働き方改革』の為に奔走中。
- ◇人事労務の視点から企業経営の継続発展をサポートすることを信条に小企業から上場企業まで労務顧問を受けている。

【今回のポイント】

- ・ 同一企業内における正社員と非正規社員間の「不合理な待遇格差」を無くすための「同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)」の基本的な理解と判例・事例を踏まえた対応方法についてわかりやすく解説します。
- ・ 基本給から各種の手当、福利厚生まで、どのような対応を迫られているかを知っていただき、自社制度の見直しにも役立つ内容を目指します。

開催日 及び会場

11月13日(水) 下関会場 / 海峡メッセ下関 (801 大会議室)
(下関市豊前田町3-3-1 TEL 083-231-5600)

11月14日(木) 山口会場 / 山口県セミナーパーク (大研修室)
(山口市秋穂二島1062 TEL 083-987-1400)

受講料

山口県労働協会・山口県勤労福祉共済会会員 2,000円
上記会員以外 3,000円

※当日受付にてお支払いください

スケジュール

受付開始 13:00 ~
講演 13:30 ~ 16:30

11/13 下関会場



11/14 山口会場



申込み方法

下記FAX 申込書により、11月6日(水)までにお申し込みください。
 (※ 年間受講者の方もお申し込みが必要です。)

2019年度山口県労働セミナー（第4回）受講申込書（FAX送信用）

社名又は 組合名		所在地	TEL () ()	年間受講No (該当者のみ)
			FAX () ()	
ふりがな 氏名	役職名	受講会場 (いずれかに○)		
		下関会場(11/13)		
		山口会場(11/14)		
		下関会場(11/13)		
		山口会場(11/14)		

申込・問合せ先

山口県労働協会
 〒753-8501 山口県商工労働部労働政策課内
 (TEL 083-933-3220 FAX 083-933-3229)

☆労働協会では、新規入会・セミナーの年間受講会員を随時受け付けております☆